

## 現場代理人の常駐義務の緩和措置について

平成 28 年 9 月 15 日  
川崎町総務課財政係

川崎町が発注する工事について、円滑な事業遂行を図るため、短期間に集中して発注する場合を考慮し、臨時的な措置として、下記の一定の条件を満たす場合、現場代理人の兼務を認めます。

### 記

#### 1 対象工事等

以下の全ての条件を満たす 2 件の工事間で、現場代理人の兼務を認めることとします。

##### (1) 工事内容

川崎町が発注する工事とし、入札時等の仕様書に「現場代理人の兼務を認める」記載があること。

(発注者が、単独の現場代理人が必要と判断する場合は、入札時等の仕様書に「現場代理人の兼務を認める」記載をしない。)

##### (2) 請負代金額

各々の請負代金額が 3,500 万円（建築一式工事の場合は 7,000 万円）未満であること。

#### 2 現場代理人兼務承認等

請負者は、現場代理人を兼務する場合、現場代理人が不在となる時に工事現場の運営・安全管理等行う連絡員を滞在させるものとし、現場代理人を兼務する前に、兼務する工事名及び連絡員名等を記載した現場代理人兼務承認願（様式）を工事の監督員に提出し、発注者の承認を得てください。

#### 3 現場代理人兼務の不承認等

発注者は、現場代理人兼務承認願について、工事現場の運営・安全管理等に支障があると判断した場合は、不承認とすることがあります。

また、承認後であっても、工事現場の運営・安全管理等に支障があると判断した場合には、解除等を求めることができます。

#### 4 適用

平成 28 年 9 月 15 日以降に入札公告又は指名通知等を行う工事に適用します。

また、兼務させる一方の工事がこれよりも前のものについても、現場代理人承認願を工事発注担当課に届け出ることにより適用します。